

## ○伊賀市こども未来応援会議条例

平成19年12月26日条例第60号

## 改正

平成21年3月6日条例第4号

平成23年3月30日条例第2号

平成25年6月28日条例第29号

平成28年3月28日条例第15号

平成30年9月28日条例第36号

令和5年7月4日条例第32号

令和6年10月1日条例第35号

令和7年3月26日条例第2号

## 伊賀市こども未来応援会議条例

## (設置)

**第1条** この条例は、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、こども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定により、市長の附属機関として伊賀市こども未来応援会議（以下「こども未来応援会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

**第2条** こども未来応援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) こども計画の策定に関すること。
- (3) こども施策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

## (組織)

**第3条** こども未来応援会議は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 住民自治協議会を代表する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 市民からの公募による者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

**第5条** こども未来応援会議に委員長、副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、こども未来応援会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** こども未来応援会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、委員長を定めない場合にあつては、会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

**第7条** こども未来応援会議に、専門の事項を調査し協議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

(庶務)

**第8条** こども未来応援会議の庶務は、健康福祉部こども政策課において処理する。

(補則)

**第9条** この条例に定めるもののほか、こども未来応援会議の運営に関し必要な事項は、委員長がこども未来応援会議に諮り別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市少子化対策推進委員会設置要綱（平成17年伊賀市告示第204号）により、委嘱を受けた委員は、この条例の相当規定により委嘱されたものとみなす。

**附 則**（平成21年 3 月 6 日条例第 4 号）

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成23年 3 月30日条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例は、この条例の施行の日以後に委嘱する委員等から適用し、同日前に委嘱した委員等については、なお従前の例による。

**附 則**（平成25年 6 月28日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成28年 3 月28日条例第15号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成30年 9 月28日条例第36号）

この条例は、平成30年10月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 5 年 7 月 4 日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和 6 年10月 1 日条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年10月 1 日から施行する。

（委員の任期の特例）

- 2 この条例の施行後最初に委嘱する委員の任期は、伊賀市こども未来応援会議条例第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 8 年 3 月31日までとする。

（伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

- 3 伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊賀市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「伊賀市子ども・子育て会議」を「伊賀市こども未来応援会議」に改める。

（伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

- 4 伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊賀市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「伊賀市子ども・子育て会議」を「伊賀市こども未来応援会議」に改める。

**附 則**（令和 7 年 3 月 26 日 条例第 2 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。